

「三ない運動」をご存知ですか？

政治家の寄附は禁止（贈らない）！政治家の寄附を求めない！受け取らない！



政治家の寄附は禁止！有権者が政治家に寄附を求めるとも禁止！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかららない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

次の行為が禁止されています

① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

④ 政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他、禁止されている行為

○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。

○政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

【問合せ】石垣市選挙管理委員会事務局 ☎ 82-8544

障がい福祉課より ～就労支援事業所紹介～

市内の就労支援事業所を紹介します。就労支援事業所は、障害のある方が社会でいきいきと働くことができるために働く仲間を応援します。

多機能事業所

楽歩トレーニングクラブ（生活訓練）

楽歩ワーキングクラブ（就労継続支援B型）



ワーキングクラブ

～生活とお仕事できることから、気楽に笑顔で一歩一歩・・・利用者の頑張りに寄り添いながら、「Lappo」のオリジナル商品づくりに取り組み、お土産物店、セレクトショップに納品しています～

事業内容

- [施設内作業] ・ハンドメイドの小物作り ・紙パックで作るトートバック
- ・木工品作り（木のはがき、キーホルダー、アクセサリなど）
- ・お茶葉（月桃、ゴーヤ、ハイビスカスなど）の袋詰め作業
- [施設外作業] ・清掃作業



募集内容

- 手作業や小物作り、ポスティング等のお仕事をお受けします。気軽にお声掛け下さい
- オリジナル商品を取り扱っていただけるお店を探しています
- ご利用者さんに寄り添い、小物作りを手伝って頂けるサポーターさんお待ちしております

《合同会社ほっとケア》 住所：字登野城 630-3 番地 ☎ 87-0772 FAX 87-0773

【担当課】市役所障がい福祉課 ☎ 82-9947